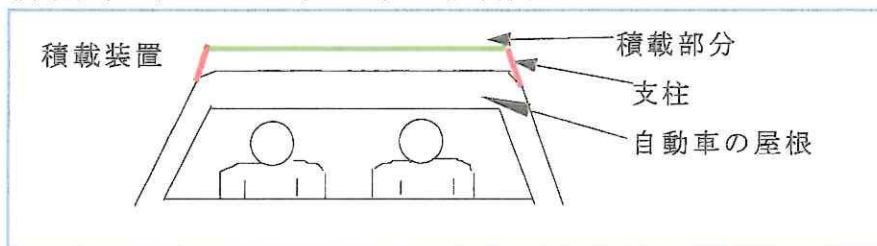


選挙運動等説明会 資 料		選挙運動に関する道路交通法令 適用上の取扱いについて	令和 8 年 7 月 8 日 都 城 警 察 署
番 号	行 為 類 型	一 般 的 な 道 路 交 通 法 の 適 用	選 挙 運 動 に 関 す る 取 扱 い
1	乗 車 定 員	○ 自動車検査証に記載された乗車 定員の範囲 ※ 道交法第57条第1項 ※ 道交法施行令第22条	● 適用除外されない。
2	座 席 ベ ル ト	○ 運転者及び同乗者に装着義務 ※ 道交法第71条の3 ※ 道交法施行令第26条の3の2	● 候補者及び選挙運動に 従事する者については装 着義務が免除される。 ・ 道交法施行令第26条の3 の2第1項第8号 ・ 道交法施行令第26条の3 の2第2項第8号
3	停 車 及 び 駐 車	○ 停車及び駐車が禁止される場所 ※ 道交法第44条 ・ 法定禁止場所 交差点内、横断歩道上、及びそ の側端から5メートル以内、等 ・ 指定禁止場所 道路標識による駐停車禁止規制 [バス専用(優先)レーン規制 に伴う駐停車禁止]	● 適用除外されない。
		○ 駐車が禁止される場所 ※ 道交法第45条第1項、第2項 (1) 法定禁止場所 消火栓等から5メートル以内、 道路工事区域の側端から5メー トル以内、等 (2) 指定禁止場所 公安委員会の道路標識による規制	● 適用が除外される場合 がある。 (1) 適用除外されない。 (2) 適用除外される。 ※ 県道交法施行細則第 4条第1項第5号コ

4	通行禁止	○ 公安委員会の道路標識により通行が禁止されている道路 ※ 道交法第8条第1項	● 適用が除外される場合がある。 ※ 県道交法施行細則第4条第1項第3号カ ・「車両通行止め」 ・「二輪の自動車以外の自動車通行止め」 ・「大型貨物自動車等通行止め」 ・「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」 ・「大型乗用自動車等通行止め」 ・「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」 ・「車両（組み合わせ）通行止め」 ・「自転車及び歩行者専用」 ・「自転車専用」 ・「歩行者専用」 は、規制の対象から除外される。
		○ 「通行止め」「一方通行」 ※ 道交法第8条第1項	● 適用除外されない。
5	設備外積載	○ 自動車への看板の取り付け 設備外積載の許可必要 ※ 道交法第56条第1項	● 適用除外されない。 設備外積載の許可必要。 ・ 紙、布等で制作されたポスター等を自動車の外周に貼り付け、又は巻き付ける場合は除く。
		○ ルーフキャリア（積載装置）への看板取り付け ・ 積載装置の内部に取り付ける場合は、許可不要。 ・ 積載装置の外周に取り付ける場合は、設備外積載許可が必要。 ※ 道交法第56条第1項	● 適用除外されない。 ・ 許可申請は、公示前日出発地を管轄する警察署において受付。 ・ 看板の記載内容がわからない措置を講じること。
6	道路使用	○ 看板等の掲出 ・ 道路使用許可必要 ※ 道交法第77条第1項第2号 ・ 道路に交通の妨害となる方法で物件を放置してはならない。 ※ 道交法第76条第3項	● 許可の対象となる場合がある。 ・ 管轄警察署との協議が必要。

1 設備外積載許可の要否

積載装置（ルーフキャリア）の説明図



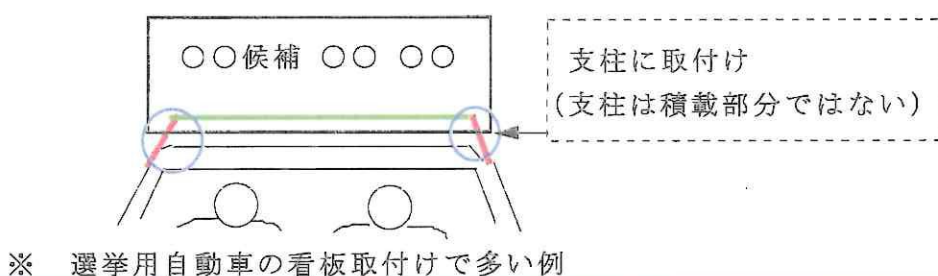
(1) 許可を要する場合

積載装置の外周に取り付ける場合は、許可を要する。

外周に取り付ける場合とは、看板を積載部分に積載した状態ではなく、積載装置の支柱部分に取り付けたような状態をいう。

したがって、看板の外枠部分が支柱部分に及んだ状態で、これを取り巻くような状態で取り付けの場合は、許可を要することとなる。

< 許可を要する >

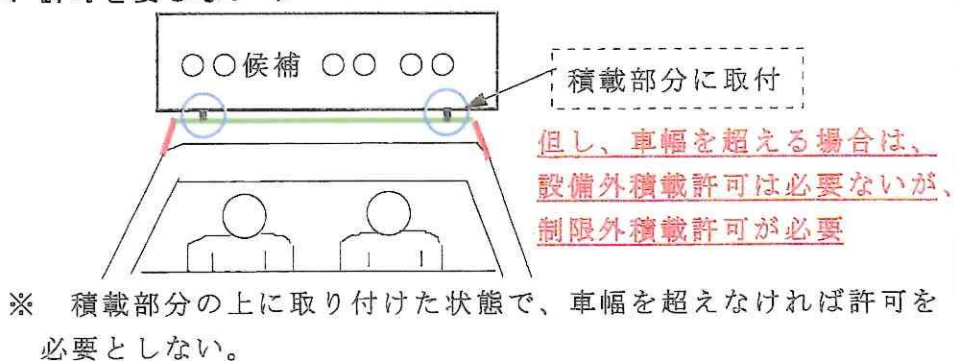


(2) 許可を要しない場合

積載装置の用法に従い積載部分に取り付ける場合は、許可を要しない。

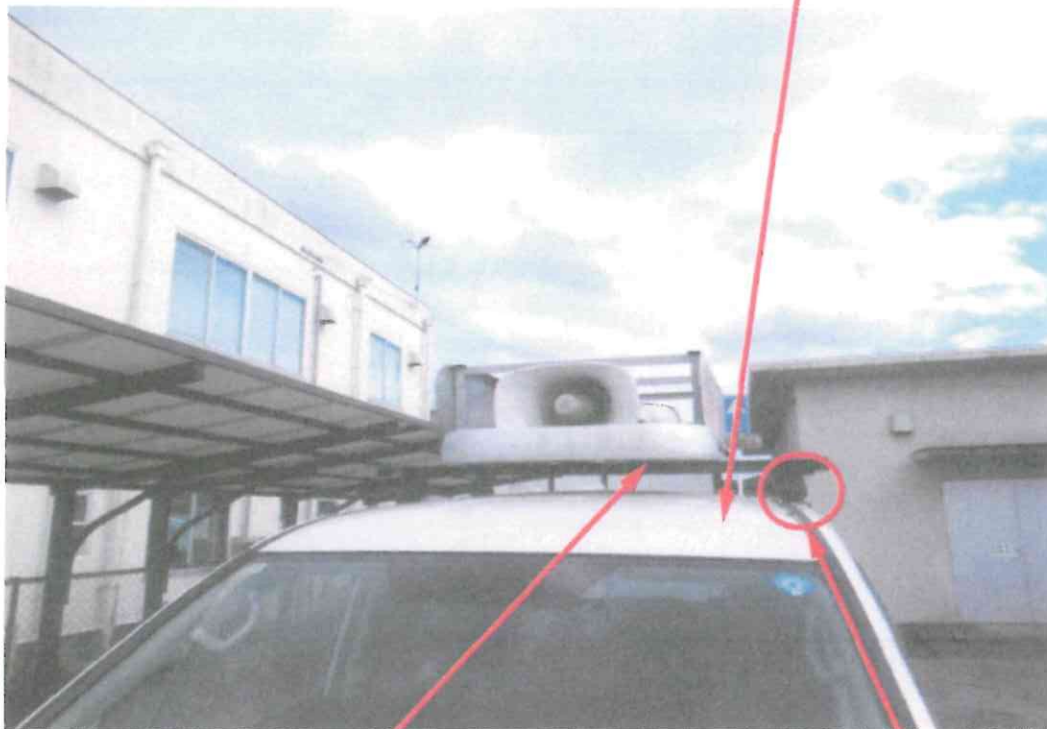
ただし、看板の外枠部分が車幅を超える場合には、制限外積載の許可を要することとなる。

< 許可を要しない >



設備外積載許可申請の要否の別

屋根に直接積載の場合は必要



ルーフキャリアの上部への積載は不要

ルーフキャリアの車両への取り付け部分への積載は必要



ルーフキャリアの取り付けがなく車両の屋根の部分に直接積載の場合は必要

設備外積載許可申請書（記載例）

別紙 5

連絡先 連絡先を記入 事務所名 事務所名を記入 候補者名 候補者名を記入
別記様式第四（第八条関係）

制限外積載 <u>設備外積載</u> 荷台乗車 許可申請書				
平成〇〇年〇〇月〇〇日				
都城警察署長 殿				
住所 <u>運転者の住所</u> 申請者 氏名 <u>運転者氏名</u>				
申請者の免許の種類	(例) 中型	免許証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇	
車両の種類	(例) 普通乗用	番号標に表示されている番号	宮崎330〇 1234	
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	貨物車のみ記入
運搬品名	選挙用屋根上取付看板			
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量
			印	
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
			印	
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員		
自動車 の 屋根上		印		
運転の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで			
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	都城市	印	都城市内一円	
通行する道路		都城市内一円の道路		
第 号 制限外許可証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条件				
平成 年 月 日 警察署長 印				

照会番号まで
記載する。

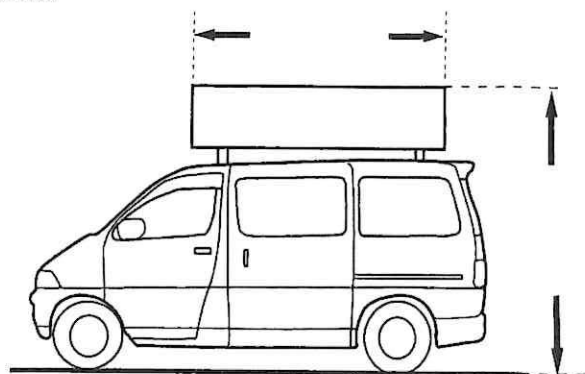
車検証のとおり
記載する。

→看板設置日から
看板をはずす日
まで。

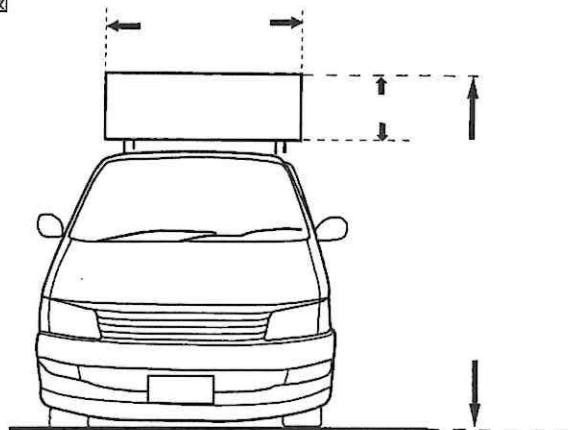
※ 提出時必要書類等（免許証、車検証、印鑑、運転経路一円図面、運転者複数の場合は、運転者一覧表又は運転者の免許証の写し）赤字は、記入等の部分、2部作成

登録番号

1 側面図

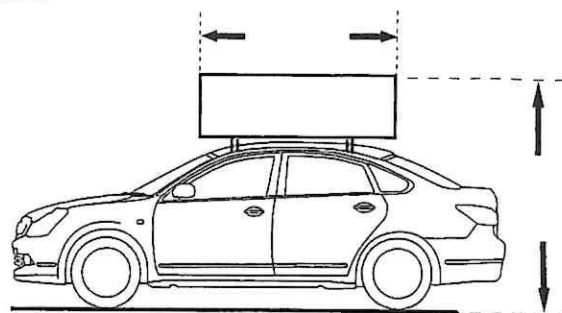


2 前面図

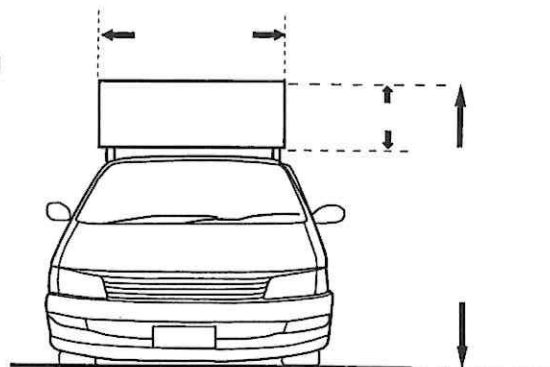


登録番号

1 側面図

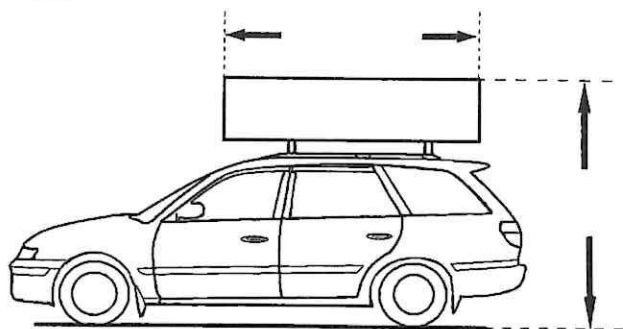


2 前面図



登録番号

1 側面図



2 前面図

